

令和5年度 福井市職員採用候補者 選考試験案内 (医師)

令和5年5月1日
福井市 総務部 職員課

| | | | |
|------|---|-------|-----------|
| 受付期間 | 随時 (令和5年5月1日～令和6年3月31日まで) ※合格者が決定されるまで、随時受け付けます | 採用予定日 | 令和6年4月1日※ |
|------|---|-------|-----------|

※個別に相談に応じます。

1 選考区分・採用予定人員及び職務内容

| 選考区分 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|------|--------|--------------------------|
| 医師 | 1名程度 | 公衆衛生業務及び関連する行政事務等に従事します。 |

2 受験資格

次に掲げる全ての要件を満たす人が応募できます。

- (1) 昭和33年4月2日以降に生まれた人
- (2) 医師免許を有する人
- (3) 日本国籍を有する人
- (4) 上記の受験資格があっても、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません。

3 選考の方法及び日時

| 方法・内容等 | | 場所 |
|--------|--|-------------------------|
| 口述試験 | 主として人物、性格等について、面接による試験を行います。 | 受験申込をした人と調整の上、後日、連絡します。 |
| 適性検査 | 公務員として、職務遂行上必要な素質及び適性を有するかどうかについて行います。 | |

4 合格者の発表

| 発表時期 | 発表方法 | 成績開示 |
|---------------------|----------------------|-----------------------------|
| 随時 ※試験時にお知らせします。 | 受験者本人あてに合否を郵便で通知します。 | 不合格者のうち開示を希望する人には、成績を通知します。 |

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に記載され、その中から任命権者が採用者を決定します。
- (2) 採用は、令和6年4月1日を予定しています。ただし、状況により選考に合格した人と別途調整することがあります。
- (3) 最終合格後に受験資格を満たさないこと、心身の故障のため職務の遂行に支障があること若しくはこれに堪えないこと又は職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった等の場合は、採用候補者名簿に登載されていても採用されません。

6 受験手続

| | | |
|------|--|--|
| 受付期間 | 令和5年5月1日から令和6年3月31日までの期間において、 合格者が決定されるまで、随時受け付けます。 | |
| 速 | 郵送 | あて先を明記し、404円分の切手(簡易書留料を含む)を貼った返信用の小封筒(長形3号)を同封の上、書留郵便で送付してください。 あて先 〒910-8511 福井市大手3丁目10-1 福井市総務部職員課 |
| | 場 | 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く) 場 所 福井市総務部職員課(市役所本館3階) ※あて先を明記して404円切手(簡易書留料を含む)を貼った返信用の小封筒(長形3号)を持参してください。 |
| 書 | 申込書1部 | ➤ 所定の申込用紙又は福井市職員課ホームページ(職員採用案内ページ)からダウンロードした様式をA4白紙に黒色で印刷したものを使用してください。 |
| | 添付書類 | ➤ 医師免許証の写し(A4サイズにコピーしたもの)1通を添付してください。 |
| 照 | ➤ 申込書提出後に交付される受験票に、上半身、脱帽正面向、縦5cm、横5cmで、申込前6か月以内に撮影した写真1枚を貼付し、受験時に忘れず持参してください。 | |

受験手続等の詳細については、福井市総務部職員課(Tel.0776-20-5250)までお問い合わせください。
なお、受験票を紛失した場合又は受験票が届かない場合は、職員課まで必ず連絡してください。

7 給与、勤務条件等

| 種類 | 内 容 |
|-------------|--|
| 初任給 | 初任給月額、医師経験年数等を勘案して決定します。 学校卒業後、職務経験等一定の経歴がある場合は、所定の金額が加算されます。 |
| 諸手当 | 扶養手当、住居手当、通勤手当、地域手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。 |
| 昇給 | 1年に1回 |
| 勤務時間 休日等 | 勤務時間：8時30分から17時15分まで(週38時間45分勤務) 休 日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ※ 職種や勤務場所によって異なります。 |
| 休暇 | 年次有給休暇(年間20日、採用1年目は15日) 特別休暇(夏季、結婚、出産、忌引等) |
| 福利厚生 | 健康の維持・増進のための各種健康診断、レクリエーション事業、各種の給付や貸付事業などを行う共済制度及び互助会制度があります。 |